

番号	7 - 36	申請者	栄養管理室・栄養管理士 中尾 萌絵
<p>【審査申請課題】</p> <p>重症心身障害児（者）を対象とした栄養管理体制のあり方に関する研究</p>			
<p>【審査課題の概要】</p> <p>令和6年度の診療報酬改定では、栄養管理計画の作成において、退院後の生活を見据え、入院患者の栄養管理体制の充実を図る観点から、栄養管理体制の基準が改定された。診療報酬改定後の栄養管理体制の基準では、標準的な栄養スクリーニングを含む栄養状態の評価が要件となり、栄養スクリーニングについては、全ての対象者に対して栄養スクリーニングを実施し、低栄養リスクのある症例を特定するために、MUST、NRS-2002、MNA-Sなどの検証済みのスクリーニングツールを使用することとなった。更には、栄養スクリーニングで低栄養リスクありの患者に対しては、Global Leadership Initiative on Malnutrition（以下、GLIM）基準を用いて低栄養診断を実施して、低栄養の重症度を判定することが推進されている。しかし、GLIM基準の有用性を検討した報告は、退院を前提とする急性期病院や回復期病院であり、慢性期病院におけるGLIM基準の有用性を検討した報告はほとんどない。本研究は、重症心身障害児（者）の施設において令和6年度診療報酬改定後の栄養管理体制に関する実態調査を実施して、実施状況と課題等を明らかにするとともに、検証済のスクリーニングツールとGLIM基準による低栄養診断の結果を分析して、慢性期施設におけるGLIM基準の有用性を検討することを目的とする。</p>			
審査結果	承認（令和8年3月13日）		